

働き方改革対応セミナー開催のお知らせ



2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULES 1 時間外労働の上限規制

月45時間
年360時間

2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULES 2 年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

NEW RULES 3 同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用

働き方改革を行うに当って、以下の対応はお済ですか!?

- 時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面で交付する必要があります。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。
- 所定の従業員には、年間5日の有給休暇をとらせる必要があります。

日時：令和元年 7月18日(木) 19時～21時

場所：水巻町商工会館 (水巻町頃末北 1-9-7)

定員：60名

働き方改革関連法全般についての説明会です。

お申込は、最寄りの商工会へ FAX 又は持参するか、HP 又はスマホから!!

事業所名			
参加者名			
役職等	所属商工会	岡垣・芦屋・遠賀・水巻	
連絡先	TEL	FAX	

【お申込や内容についてのお問合せ先】

岡垣町商工会 TEL093-282-0294 FAX093-283-0198
 芦屋町商工会 TEL093-222-2111 FAX093-222-1201
 遠賀町商工会 TEL093-293-0165 FAX093-293-7196
 水巻町商工会 TEL093-201-7551 FAX093-202-9699

PCは、HPから

岡垣町商工会 検索

スマホは、QR
コードから

